

議案第24号

三朝町社会教育委員に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町社会教育委員に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年3月6日

三朝町長 吉田秀光

三朝町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

三朝町社会教育委員に関する条例（昭和30年三朝町条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）を加える。

改正後	改正前
<u>（趣旨）</u> 第1条 略	第1条 略
<u>（組織）</u> 第2条 略	第2条 略
<u>2 委員は、次に掲げる者のうちから三朝</u>	

町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験者

(任期)

第3条 略

2 前項の任期は、教育委員会の委嘱の日から起算する。

(解嘱)

第4条 略

(委任)

第5条 略

第3条 略

2 前項の任期は、三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の委嘱の日から起算する。

第4条 略

第5条 略

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。